关于在出口与收汇主体不一致情况下实施联 网核查有关问题的通知

发布时间:2008-07-28 文号:汇综发【2008】122号 来源:国家外汇管理局

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、 外汇管理部,深圳、大连青岛厦门、宁波市分 局:各中资外汇指定银行:

为解决因专营商品或经批准的总、分(子)公司关系而发生收汇单位与出口单位不一致,银行无法对相应收汇进行出口收结汇联网核查的问题,根据《国家外汇管理局关于实施<出口收结汇联网核查办法>有关问题的通知(汇发[2008]31号,以下简称31号文)的相关规定,现就有关问题通知如下:

一、2008年12月31日前因专营商品或经批准的总分(子)公司关系而发生收汇单位与出口单位不一致的,收汇单位可向所在地外汇管理局(以下简称"外汇局)提出书面申请,并提交出口合同或协议等有关证明材料及其复印件。经外汇局核准后,收汇单位可持《出口收汇说明》、出口单位的操作员IC卡以及外汇局的核准文件,到银行办理待核查账户资金结汇或划出。银行应按照《出口收结汇联网核查办法》规定,在出口单位相应出口可收汇额范围内,为收汇单位办理出口收结汇联网核查等相关手续。

輸出と外貨受取の主体が一致しない状況下でのオンライン照合・審査実施の関連問題の通知

公布日:2008-07-28 通達番号:匯綜発 [2008] 122 号 出所:国家外貨管理局

国家外貨管理局各省、自治区、直轄市分局、外貨 管理部、深圳、大連青島厦門、寧波市分局;各中 資金外為指定銀行:

専門商品経営、或いは批准を経た本社、支社(子会社)関係で発生する外貨受取単位と輸出単位が一致せず、銀行が相応の輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査を実施できないという問題を解決するため、「国家外貨管理局『輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・審査弁法』実施に関する関連問題の通知」(匯発 [2008] 31 号、以下 31 号文と略)の関連規定に基づき、ここに関連問題について以下の通り通知する。

一、2008 年 12 月 31 日以前に専門商品経営、或いは批准を経た本社、支社(子会社)関係で発生する外貨受取単位と輸出単位が一致しない場合、外貨受取単位は所在地外貨管理局(以下"外管局"と略)に、書面で申請を提出することができる。この際、同時に輸出契約書或いは協議書等の関連する証明材料及びコピーを提出する。外管局の批准を経た後、外貨受取単位は「輸出受取外貨説明」、輸出単位の操作員 IC カード及び外管局の認可書を持って、銀行で照合・審査待ち口座の資金の人民元転或いは振替手続きを行う。銀行は「輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査弁法」の規定に基づき、輸出単位の

外汇局办理上述核准手续后,应留存收汇 单位书面申请和相关证明材料复印件备 查。

二、自2009年1月1日起,专营商品或总、分(子)公司关系的出口业务应按照《出口收结汇联网核查办法》和31号文的相关规定办理,即出口单位收汇单位、联网核查单位必须一致。

本通知发布之日(含)前已签订出口合同 且合同规定在2009年1月1日以后收 汇的,可参照本通知第一条规定办理。

本通知发布之日后签订出口合同的,按本 条规定办理。

- 三、经外汇局批准实行集中收付汇的企业适用 本通知。
- 四、收汇单位因合并、分立导致收汇单位与出口单位不一致的,可参照本通知第一条规定办理。

国家外汇管理局各分局、外汇管理部收到本通知后,应尽快转发所辖中心支局、支局、外资

相応する輸出外貨受取可能額の範囲内で、外 貨受取単位に対し輸出外貨受取・人民元転オ ンライン照合・審査等の関連手続きを行う。

外管局は上述の認可手続きを行った後、将来 の調査に備えて外貨受取単位の書面申請及 び関連証明材料のコピーを保存しなければ ならない。

二、2009年1月1日より、専門商品経営或いは 本社、支社(子会社)関係の輸出業務は、「輸 出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査 弁法」及び31号文の関連規定に基づき行わ れなければならない、即ち輸出単位と外貨受 取単位、オンライン照合・審査単位は一致し なければならない。

本通知発布日(含)以前に既に締結された輸出契約で、契約上 2009 年 1 月 1 日以降に外貨を受け取ると規定されている場合には、本通知の第一条の規定を参照して実施することができる。

本通知発布日後に締結された輸出契約は、本条の規定に基づき実施する。

- 三、外管局の批准を経て集中外貨受取·支払を実 行している企業は、本通知を適用する。
- 四、外貨受取単位が合併、分割により外貨受取単位と輸出単位が一致しない場合、本通知の第 一条を参照して実施することができる。

国家外貨管理局の各分局、外貨管理部は本通知を受領後、直ちに所轄する中心支局、支局、外資銀

银行、地方性商业银行和相关单位。各中资外 汇指定银行收到本通知后,应尽快转发至所属 分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外 汇管理局经常项目管理司反馈。 行、地方性商業銀行及び関連単位に転送しなければならない。各中資外為指定銀行は本通知を受領後、直ちに所属分支機構に転送しなければならない。執行中に問題がある場合、遅滞無く国家外貨管理局経常項目管理司にフィードバックのこと。

二〇〇八年七月二十八日

2008年7月28日

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司】